

## 中国における PA アナログミキサー模倣品製造・販売・物流業者 3社に対する刑事判決確定のお知らせ

ヤマハ株式会社（以下、当社）は、広東省中山市中級人民法院における、PA アナログミキサーの模倣品製造・販売・物流に関わった中国企業3社の責任者に対する刑事判決において、2025年3月20日、以下の通り一審有罪判決が確定したことをお知らせいたします。

当社は、PA アナログミキサー（品番名：MG16XU 他多数）の模倣品を中国において製造・販売していた企業3社を、当社が保有する商標権に基づき、2023年7月に中国法執行当局に通報いたしました。同当局は2023年8月に3社に対する捜査を行い、刑事告発の証拠となる多数の模倣品を押収しました。

その後2024年5月に、これら3社は中国法執行当局により起訴され、模倣品の製造・販売等に関する事実を全面的に認めました。一審判決では、模倣品の製造・販売の差し止めが命じられるとともに、3社の被告5名には懲役刑及び執行猶予付きの懲役刑が言い渡され、模倣品の販売額に応じて被告5名全員に罰金が科されました。これに対し、被告2名は一審判決を不服として控訴しましたが、二審判決は一審判決を維持し、刑罰が確定いたしました。

企業名	被告	有期懲役	執行猶予	罰金
万格貿易（恩平）有限公司 （販売会社）	A	4年6ヵ月	なし	850,000米ドル
	B	3年4ヵ月	なし	110,000米ドル
恩平市艾貝多音響機器有限公司 （製造会社）	C	3年	5年	68,000米ドル
	D	3年	4年6ヵ月	41,000米ドル
広東華球五洲国際物流有限公司 （物流会社）	E	2年3ヵ月	3年	6,800米ドル

当社は長きにわたり、中国をはじめグローバルに、訴訟、刑事摘発のほか、税関差止めや啓蒙広告など、さまざまな模倣品対策を講じております。中国におきましては、これまで本訴訟含めて PA 製品の模倣品製造・販売会社延べ10社以上に対して、当社商標権あるいは意匠権の侵害を理由とする訴訟を提起してまいりました。いずれの裁判においても当社主張が認められ、粗悪な模倣品の製造・販売などを差し止めております。お客様をはじめすべてのステークホルダーを粗悪な模倣品から守り、ブランドの信用・信頼を確保するため、当社は引き続きブランドおよび知的財産権を毀損する行為に対して毅然たる態度で臨んでまいります。

### ■ 報道関係の方のお問い合わせ先

ヤマハ株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 担当：鈴木 淳 TEL. 053-460-2210